

各届出の方法及び留意点について

目 次

- 1 加算届出の留意事項及び添付書類
- 2 その他

東京都福祉局高齢者施策推進部介護保険課

「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（加算届）」提出に当たっての留意事項 【居宅療養管理指導】

1 新たに加算を取得する場合、施設等の区分を変更する場合などは、以下の留意事項等に沿って「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（加算届）」を提出をしてください。なお、加算等の届出項目についての個々の単位数や要件・取扱いなどは、下表の「根拠規定等」をご参照願います。

2 加算等の届出と適用時期

新たに加算を取得する場合（又は取得中加算の区分変更をする場合）、**適用月の前月15日までに届出が必要**です。期限を過ぎて提出された場合（書類の不備・不足等で期限までに受理できない場合を含む）で、要件が満たしていることが確認されたものは翌々月からの算定となりますので、十分にご注意ください。加算を取り下げる（又は減算の届出の）場合は、その時点で速やかに届出が必要です。

3 加算等の届出の提出先

〒163-0718 新宿区西新宿2-7-1 新宿第一生命ビルディング 18階
公益財団法人 東京都福祉保健財団 事業者支援部介護事業者指定室

4 届出様式

届出様式は東京都福祉局ホームページ「東京都介護サービス情報」に掲載しています。**加算取得にあたり必要な届出書類**は、下表をご参照願います。
http://www.fukushi.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/index.html

5 根拠規定等

各加算等の届出項目の詳細については、「根拠規定等」欄の「告示」等をご参照願います。

なお、「根拠規定等」欄の「告示」は「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）」を、「老企第36号」は「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）」を示します。

サービス	届出項目	届出が必要な場合	加算取得にあたり必要な届出書類	根拠規定等
居宅療養管理指導				
特別地域加算				
	厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所が居宅療養管理指導を行う場合 （厚生労働大臣が定める地域） ①離島振興対策実施地域（離島振興法）、②奄美群島、振興山村（山村振興法で指定する地域）、④小笠原諸島、⑤人口密度希薄・交通不便等でサービス確保が著しく困難な地域として厚生労働大臣が定める地域	・「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」（別紙2） ・「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（居宅サービス）」（別紙1－1）	告示5-イ・注3、ロ・注2、ハ・注3、ニ・注2、ホ・注2 厚生労働大臣が定める地域（平成24年厚生労働省告示第120号）	
【R6改定・新設】医療用麻薬持続注射療法加算				
	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして届出を行った指定居宅療養管理指導事業所において、在宅で医療用麻薬持続注射療法を行っている利用者に対して、その投与及び保管の状況、副作用の有無等について当該利用者又はその家族等に確認し、必要な薬学的管理指導を行った場合	・「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」（別紙2） ・「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（居宅サービス）」（別紙1－1）	告示5-イ・ロ・ハ・注8	
【R6改定・新設】在宅中心静脈栄養法加算				
	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして届出を行った指定居宅療養管理指導事業所において、在宅中心静脈栄養法を行っている利用者に対して、その投与及び保管の状況、配合変化の有無について確認し、必要な薬学的管理指導を行った場合	・「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」（別紙2） ・「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（居宅サービス）」（別紙1－1）	告示5-イ・ロ・ハ・注8	
介護予防居宅療養管理指導				
添付書類は居宅サービスの居宅療養管理指導と兼用します。介護予防のみ実施している事業者は、居宅サービスに準じて届け出てください。				

(別紙2)

		受付番号				
知事 殿		所在地		東京都新宿区西新宿2-8-1		
		名 称		株式会社東京都介護サービス情報		
このことについて、関係書類を添えて以下のとおり届け出ます。						
		事業所所在地市町村番号				
届出者	フリガナ	カフシカイシヤウキョウカイコサビスジヨホウ				
	名 称	株式会社東京都介護サービス情報				
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 163 - 8001) 東京 都 新宿 区 西新宿 2-8-1 (ビルの名称等)				
	連絡先	電話番号	03-5321-1111	FAX番号	03-5321-0000	
	法人の種別	株式会社		法人所轄庁		
事業所・施設の状況	代表者の職・氏名	職名	代表取締役	氏名	東京 太郎	
	代表者の住所	(郵便番号 -) 東京 都 中野 区 ●●● 2-2-2				
	フリガナ	デイサービスゾウ				
	事業所・施設の名称	デイサービス都庁				
	主たる事業所・施設の所在地	(郵便番号 163 - ***) 東京 都 新宿 区 西新宿 1-1-1				
届出を行う事業所・施設の種類の	連絡先	電話番号	03-5320-△△△	FAX番号	03-5388-0000	
	主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地	(郵便番号 -) 都				
	連絡先	電話番号		FAX番号		
	管理者の氏名	都庁 松子				
	管理者の住所	(郵便番号 150 - ***) 東京 都 渋谷 区 ○×3-3-3				
届出を行う事業所・施設の種類の	同一所在地において行う事業等の種類	実施事業	指定(許可)年月日	異動等の区分	異動(予定)年月日	異動項目(※変更の場合)
	訪問介護			☐ 1新規 ☐ 2変更 ☐ 3終了		
	訪問入浴介護			☐ 1新規 ☐ 2変更 ☐ 3終了		
	訪問看護			☐ 1新規 ☐ 2変更 ☐ 3終了		
	訪問リハビリテーション			☐ 1新規 ☐ 2変更 ☐ 3終了		
	居宅療養管理指導			☐ 1新規 ☐ 2変更 ☐ 3終了		
	通所介護	☐ ○	令和元年○月1日	☐ 1新規 ☒ 2変更 ☐ 3終了	令和○年△月1日	その他該当する体制等
	通所リハビリテーション			☐ 1新規 ☐ 2変更 ☐ 3終了		
	短期入所生活介護			☐ 1新規 ☐ 2変更 ☐ 3終了		
	短期入所療養介護			☐ 1新規 ☐ 2変更 ☐ 3終了		
	特定施設入居者生活介護			☐ 1新規 ☐ 2変更 ☐ 3終了		
	福祉用具貸与			☐ 1新規 ☐ 2変更 ☐ 3終了		
	介護予防訪問入浴介護			☐ 1新規 ☐ 2変更 ☐ 3終了		
	介護予防訪問看護			☐ 1新規 ☐ 2変更 ☐ 3終了		
	介護予防訪問リハビリテーション			☐ 1新規 ☐ 2変更 ☐ 3終了		
	介護予防居宅療養管理指導			☐ 1新規 ☐ 2変更 ☐ 3終了		
	介護予防通所リハビリテーション			☐ 1新規 ☐ 2変更 ☐ 3終了		
	介護予防短期入所生活介護			☐ 1新規 ☐ 2変更 ☐ 3終了		
	介護予防短期入所療養介護			☐ 1新規 ☐ 2変更 ☐ 3終了		
	介護予防特定施設入居者生活介護			☐ 1新規 ☐ 2変更 ☐ 3終了		
	介護予防福祉用具貸与			☐ 1新規 ☐ 2変更 ☐ 3終了		
	施設	介護老人福祉施設			☐ 1新規 ☐ 2変更 ☐ 3終了	
	施設	介護老人保健施設			☐ 1新規 ☐ 2変更 ☐ 3終了	
	施設	介護医療院			☐ 1新規 ☐ 2変更 ☐ 3終了	
	介護保険事業所番号		× × × × × × × × × ×			
医療機関コード等		× × × × × × × ×				
特記事項	変更前	サービス提供体制強化加算Ⅱ (イ及びロの場合)		変更後		
	サービス提供体制強化加算Ⅰ (イ及びロの場合)					
関係書類		別添のとおり				

備考1 「受付番号」「事業所所在地市町村番号」欄には記載しないでください。
2 「法人の種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記入してください。
3 「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
4 「実施事業」欄は、該当する欄に「○」を記入してください。
5 「異動等の区分」欄には、今回届出を行う事業所・施設について該当する数字の横の口を■にしてください。
6 「異動項目」欄には、(別紙1、1-2)「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」に掲げる項目(施設等の区分、人員配置区分、その他該当する体制等、割引)を記載してください。
7 「特記事項」欄には、異動の状況について具体的に記載してください。
8 「主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地」について、複数の出張所等を有する場合は、適宜欄を補正して、全ての出張所等の状況について記載してください。

記入例

受付番号は入力不要です。

「届出者」欄の名称、所在地と一致させてください。法人印(代表者印)の捺印は不要です。

事業所所在地市町村番号は入力不要です。

・「法人の種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記入してください。
・「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。

「主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地」について、複数の出張所等を有する場合は、適宜欄を補正して、全ての出張所等の状況について記載してください。

「異動項目」欄には、(別紙1、1-2)「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」に掲げる項目(施設等の区分、人員配置区分、その他該当する体制等、割引)を記載してください。

異動(予定)年月日は、必ず記載してください。

介護保険事業所番号の記入漏れがないようにしてください。

特記事項には、新たに取得する項目、変更する項目のみ入力してください。これまでに取得済みである加算項目については入力の必要はありません。

その他、注意事項
「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(以下「体制届」という。))にあわせてご提出いただく「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」には、体制届の「特記事項」に入力いただいた、新たに取得する項目、変更する項目のみ「口」にチェックを入れてください。

（別紙１－１－２）

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援）

		事業所番号													
提供サービス		施設等の区分		人員配置区分		その他の該当する体制等						LIFEへの登録		割引	
各サービス共通						地域区分 ☐ 1 1級地 ☐ 6 2級地 ☐ 7 3級地 ☐ 2 4級地 ☐ 3 5級地 ☐ 4 6級地 ☐ 9 7級地 ☐ 5 その他						☐ 1 なし ☐ 2 あり			
特別地域加算		☐ 1 なし ☐ 2 あり													
中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）		☐ 1 非該当 ☐ 2 該当													
中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）		☐ 1 非該当 ☐ 2 該当													
医療用麻薬持続注射療法加算		☐ 1 なし ☐ 2 あり													
☐ 31	居宅療養管理指導					在宅中心静脈栄養法加算						☐ 1 なし ☐ 2 あり			

（別紙１－２－２）

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（介護予防サービス）

事業所番号												
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

提供サービス		施設等の区分	人員配置区分	その他の該当する体制等								LIFEへの登録	割引
各サービス共通				地域区分	☐ 1 1級地	☐ 6 2級地	☐ 7 3級地	☐ 2 4級地					
					☐ 3 5級地	☐ 4 6級地	☐ 9 7級地	☐ 5 その他					
□ 34	介護予防 居宅療養管理指導			特別地域加算	☐ 1 なし	☐ 2 あり					☐ 1 なし ☐ 2 あり		
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	☐ 1 非該当	☐ 2 該当							
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	☐ 1 非該当	☐ 2 該当							
				医療用麻薬持続注射療法加算	☐ 1 なし	☐ 2 あり							
				在宅中心静脈栄養法加算	☐ 1 なし	☐ 2 あり							

事 務 連 絡
平成 24 年 10 月 16 日

各 都道府県 介護保険主管部（局）御中

厚生労働省老健局 振 興 課
老 人 保 健 課

在宅患者訪問薬剤管理指導料と居宅療養管理指導費の給付調整に係る留意事項について

平素より、高齢者施策の推進にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

在宅療養を行っている患者に係る薬剤管理指導については、診療報酬上の在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定している患者が、要介護認定を受けた後も、誤って、介護報酬上の薬剤師による居宅療養管理指導費でなく、在宅患者訪問薬剤管理指導料を継続して算定する事例等が見受けられています。こうした診療報酬と介護報酬の算定上の過誤に対応するため、今般、厚生労働省保険局医療課から、別添のとおり各都道府県の医療保険担当部局に周知がなされました。

つきましては、貴職におかれても、下記のとおり取り扱われるよう、その実施及び管下市町村、関係団体、関係機関等に対する周知について御協力いただくようお願い申し上げます。

記

- 1 介護支援専門員（ケアマネジャー）においては、利用者が保険薬局から在宅患者訪問薬剤管理指導料の算定に係る薬剤管理指導を受けていることを把握した場合には、当該利用者が要介護被保険者であること等を、当該指導料を算定する保険薬局に情報提供するよう努めること。また、要介護等認定の申請手続きを代行する際にも、当該患者が在宅患者訪問薬剤管理指導を受けているかを確認し、受けている場合には、その旨を保険薬局へ情報提供するよう努めること。
- 2 医療保険の適用対象時（要介護等の認定前）から居宅療養管理指導によるサービス提供を受ける際に必要となる介護保険の様式による重要事項説明書及び契約書を作成した場合には、介護保険の適用対象となった際に、改めて契約書を作成することは不要とする。

事 務 連 絡
平成24年10月9日

地方厚生(支)局医療課 都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部) 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)	}	御中
---	---	----

厚生労働省保険局医療課

在宅患者訪問薬剤管理指導料と居宅療養管理指導費の給付調整に係る留意事項について

在宅療養を行っている患者に係る薬剤管理指導については、診療報酬上の在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定している患者について、要介護認定等を受けた後も、誤って、介護報酬上の薬剤師による居宅療養管理指導費でなく、在宅患者訪問薬剤管理指導料を継続して算定する事例等が見受けられているところです。

こうした診療報酬と介護報酬の算定上の過誤に対応するため、下記のとおり取り扱われるよう、その実施及び管下市町村、関係団体、関係機関等に対する周知についてご協力いただくようお願い申し上げます。

なお、3及び4については、介護保険担当部局から、別途、周知する予定です。

記

- 1 保険薬局においては、診療報酬上の在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定している患者に対して、介護保険の被保険者証の提示を求めること等により当該患者が要介護被保険者等であるか否かの確認を行うほか、要介護認定等を申請した場合には当該保険薬局に連絡するよう求めること。
- 2 保険薬局に対し在宅患者訪問薬剤管理指導料に係る指示を行う医師においては、当該指示に係る患者が要介護認定等を申請したことを把握した場合には、当該保険薬局に対してその旨を情報提供するよう努めること。
- 3 介護支援専門員(ケアマネジャー)においては、利用者が保険薬局から在宅患者訪問薬剤管理指導料の算定に係る薬剤管理指導を受けていることを把握した場合には、当該利用者が要介護被保険者であること等を当該指導料を算定する保険薬局に情報提供するよう努めること。また、要介護等認定の申請手続きを代行する際にも、当該患者が在宅患者訪問薬剤管理指導を受けているかを確認し、受けている場合には、その旨を保険薬局へ情報提供するよう努めること。
- 4 医療保険の適用対象時(要介護等の認定前)から居宅療養管理指導によるサービス提供を受ける際に必要となる介護保険の様式による重要事項説明書及び契約書を作成した場合には、介護保険の適用対象となった際に、改めて契約書を作成することは不要とする。

介護現場における 利用者や家族等からのハラスメント 弁護士による相談

利用者や家族等による職員への 再三の過度な暴言、身体的暴力、無理な要求、著しく不快な性的言動 などにお困りではありませんか？
利用者・家族等からのハラスメントを考慮した契約になっていますか？

上記のようないわゆる「**介護ハラスメント**」でお困りの介護サービス事業者(介護保険施設)の
ために、弁護士による相談窓口(オンラインまたはメール)を設置しております。

相談例

利用者からの電話・メールが頻繁になり、口調もエスカレートしています。お願いしても止みません、サービスの一時中止を告げても問題はありませんか？

度々の暴言の上、訪問による話合いの拒否が続くのは、「契約を継続し難いほどの背信行為」に当たりますか？



事業所の不手際もあって要望に応じてきましたが、法的な視点では〇〇までの要求は断ってもよいものでしょうか？

重要事項説明書のハラスメント項目を改訂し、あらためて説明、同意などを行う準備中です。案文の確認や契約更新の際の助言などをお願いします。

- ✓ 職員の心身に影響が……
- ✓ サービスの継続が困難に……



利用契約を含め、法的視点から
トラブルの収束・防止にむけ助言

管理者向け法律相談 お問合せ・受付窓口

◆本事業は東京都から委託を受けて実施しています

TEL 03-3268-7192

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会

◆相談の対象

◆相談できる方：都内に所在する介護サービス事業所・介護保険施設の管理者等

◆相談員：弁護士

◆相談料：無料 / 秘密厳守

◆相談できる内容 (1)介護サービスの利用者・家族等からのハラスメント（身体的暴力、精神的暴力、強い不快感を受ける性的言動等）への対応に関する具体的な事象。
(2)利用者等からのハラスメントを考慮した重要事項説明書案への助言 など
※契約書・重要事項説明書等のご相談は、具体的な文案等を添えてください。

◆介護サービス事業所であっても、介護保険外サービスや障害福祉サービスに係るハラスメントは対象外となります。

◆相談内容によっては、他機関等を紹介させていただく場合があります。

◆なお、厚生労働省の「管理者向け研修のための手引き」で、下記はハラスメントではないとされています。

1 認知症等の病気または障害の症状として現れた言動（BPSD等） 2 利用料金の滞納 3 苦情の申し立て

◆相談の方法

事務局で受け付け、相談内容を確認ののち弁護士への相談を依頼いたします。

(1) オンラインによる相談

《事前予約制》

★ インターネットサービス「Zoom」が利用できる環境のある方

★ 相談時間：45分以内

※ 相談日時は、相談員(弁護士)と調整のうえ設定いたします。(平日の日中)

* 下記のお問合せ先にご連絡ください。

* 相談を効果的に進めるため、相談内容の詳細は、所定の「[相談票](#)」に記入の上、相談日の3営業日前までにご提出ください。相談票のご提出がない場合、オンライン相談をお受けしかねる場合があります。

(2) Eメールによる相談

《随時受付》

* 所定の「[相談票](#)」に相談内容を記入の上、Eメールで送信してください。

* 通常、土日祝日・年末年始を除き、数日以内にご回答いたしますが、相談内容によってはご回答までに1週間前後かかることがあります。

【ご注意（オンライン、メール共通）】

※ご相談は原則、1回といたします。

※当窓口における回答は、解決に向けたアドバイスとなります。最終的な意思決定、判断は相談者(事業所)自身でお願いします。相談に対する回答により生じた事象については、責任を負いかねます。

※年間の相談件数には上限があり、多数相談があった場合は受付を終了することがあります。

この事業に関するお問合せ先

◆本事業は東京都から委託を受けて実施しています◆

東社協 介護ハラスメント

検索

[介護現場におけるハラスメント対策事業 | 東京都社会福祉協議会](#)

社会福祉法人東京都社会福祉協議会 福祉部経営支援担当

TEL [03-3268-7192](tel:03-3268-7192)



★介護職員のための電話相談「介護現場における利用者やご家族等からのハラスメントのお悩み相談」も実施しております。ご相談は、TEL [03-6265-6161](tel:03-6265-6161) でお聞きしています。

介護現場における **利用者** や **ご家族等** からの

匿名
OK

ハラスメントの お悩み相談

ひとりで悩まず
話してみませんか？

これってハラスメント？

このまま続けていけるか不安

話を聞いてほしい

誰にも相談できない



介護現場における利用者やご家族等からのハラスメント相談窓口

ご相談できる方

東京都や都内区市町村から介護保険事業所として指定を受けている
介護保険サービス事業所・施設に勤務する介護職員等

相談
無料

「介護現場に詳しい相談員が
電話でお悩みをお聞きます。」

電話相談



03-6265-6161

相談受付時間 平日10:00~17:30 (12/29~1/3を除く)

※ご相談は原則として1回60分までを目安としております。

※本相談窓口において、当事者間の調停や関係者への具体的な措置は行えませんので、ご承知おきください。

※ご相談をいただくにあたっての詳細は裏面をご参照ください。



東京都

本事業は、東京都からの
委託を受けて実施しています。

社会福祉法人
東京都社会福祉協議会 東京都福祉人材センター
<https://www.tcsw.tvac.or.jp/jinzai/>



東京都福祉人材センター
キャラクター
フクシロウ



フクシロウ

介護現場におけるハラスメントとは

(厚生労働省「管理者向け研修のための手引き」(令和元年度作成)より)

介護サービスの利用者や家族等^(*)からの、
以下のような行為を「ハラスメント」と総称しています。

(*)「利用者や家族等」の「等」は、家族に準じる同居の知人または近居の親族を意味します。

1. 身体的暴力

〔例〕

- ☐ たたく
- ☐ 蹴る
- ☐ ひっかく
- ☐ つねる
- ☐ ものを投げつける

2. 精神的暴力

〔例〕

- ☐ 大声で怒鳴る
- ☐ 威圧的な態度で文句を言う
- ☐ 理不尽な要求を繰り返す
- ☐ 無視をし続ける

3. セクシュアル ハラスメント

〔例〕

- ☐ 必要もなく職員の体をさわる
- ☐ 抱きしめる
- ☐ 不快感を与える性的な言動をする
- ☐ 猥せつな図画を見せる

以下の言動等は、ハラスメントに該当いたしません

- 1 認知症等の病気または障害の症状として現れた言動 (BPSD等)
- 2 利用料金の滞納
- 3 苦情の申し立て

注: BPSDとは認知症の症状として現れた行動症状 (暴力、暴言、徘徊、拒絶、不潔行為等)・心理症状 (抑うつ・不安、幻覚、妄想、睡眠障害等) を指します。

出所: 厚生労働省「介護現場におけるハラスメント対策」事例集 (令和3年3月)

*プライバシーは厳守します。お聞きした内容を、勤務先や他機関にもらすことはありません。

*ご相談は、原則として1回60分までを目安としております。

*ご相談は、匿名でも利用できます。

*本事業で受け付けるご相談は、介護保険サービス事業所・施設における利用者やご家族等からのハラスメントが対象です。対象に該当しない場合 (上司や同僚からのハラスメントや介護保険サービス以外の職員の方) は、下記「福祉のしごとなんでも相談」をご利用ください。

*本事業の対象以外の都内の福祉のしごとの悩みは、東京都福祉人材センターが実施している「福祉のしごとなんでも相談」(☎ 03-5212-5513) や「こころスッキリ相談」(☎ 0120-981-134) でお聞きしています。

*事業所・施設として、利用者や家族等からのハラスメントに関する法律相談をされたい場合は、「介護現場における利用者・ご家族からのハラスメントに関する法律相談窓口」をご利用ください。相談方法はメールです。詳細は下記ホームページよりご確認ください。

<https://www.tcsw.tvac.or.jp/activity/kaigo-harassment.html>